瀬戸内町農業委員会総会議事録

1. 開催日時　平成２７年１月２３日（金）１０時00分から11時30分
2. 開催場所　せとうち物産館（高度技術研究室）
3. 出席委員　（１０人）

会長	11番	堯　　文俊
会長職務代理者	8番	川島　　博
委員	1番	元　　克美
	3番	森山　和雄
	5番	沖　　修造
	6番	蔵　　良一
	7番	永井　利一
	9番	盛　　剛
	10番	数原　菊美
	12番	積　祐三郎

4. 欠席委員　（ １人）　2番　豊田　孝一郎

5. 議事日程
   第１　議事録署名委員の指名
   第２　会期の決定について
   第３　議案第１号　人事案件について
   　　議案第２号　農業経営基盤強化促進法による利用権設定について
   　　議案第３号　農業委員会委員選挙人名簿の認定について

6. 農業委員会事務局職員

局　　長	勇　　義光
次　　長	永井　健一郎
農政係長	川畑　金徳

7.　　会議の概要

局　長　　ご起立をお願いします。一同礼。
ご着席下さい。
ただ今から平成２７年第１回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。
はじめに、堯会長よりご挨拶をお願いいたします。

会　長　　挨拶

次　長　　本日は、８番委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は１１名中１０名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、瀬戸内町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は、堯会長にお願いしたいと思います。

議　長　　これより議事に入ります。まず日程第１の議事録署名委員および、会議書記の指名を行います。瀬戸内町農業委員会会議規則第２４条第２項に規定する議事録署名員ですが、議長より指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なし】全員の声あり

議　長　　それでは、議事録署名委員は、６番委員,７番委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。本日の会議書記は、事務局職員に依頼いたします。日程第２の会期については、本日１日会と致したいと思いますが、ご異議ありませんか。

【異議なし】全員の声あり

議　長　　それでは、日程第３の議案第１号 「人事案件について」を議題と致します。本案件については、事務局から報告をお願い致します。

局　長　　議案第１号人事案件についてご説明致します。平成２７年１月１日付けの人事異動により、新田孝博農地係長が町長部局の出向

局　長　　を命じ総務課へ異動しております。後任は不在であります。
以上で人事案件の説明報告を終わります。

議　長　　次長から人事案件の報告が終わりました。
それでは、日程第３の議案第２号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」を議案と致します。この案件については、事務局の方から説明をお願いします。

局　長　　議案第２号 「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」４～７ページでご説明いたします。この利用権設定は、公告日を平成２７年２月１日を予定しております。内容につきましては、畑○件、○筆で貸し手○人、借り手○人で合計面積○○○○○○○㎡であります。
整理番号１番、所在地○○○地区、字○○○○○番地○、現況地目は畑で面積○○○○○○㎡○筆です。貸し手が○○○○○氏。借り手が○○○○氏。使用貸借によるものです。対象作物は「果樹」で生産規模の拡大を目指すもので、存続期間は○○年間となっております。
以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。
ご審議よろしくお願いいたします。

議　長　　只今、事務局の方から説明が終わりました。
これに基づいてご審議を行いたいと思います。
質疑ございませんか。

質疑なし【全員の声あり】

議　長　　質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議　長　　賛成多数でございますので、議案第２号は原案のとおり可決致しました。

議　長　　それでは、議案第３号「農業委員会委員選挙人名簿の認定について」を議案と致します。事務局より説明をお願いします。

次　長　　農業委員会委員選挙人名簿の認定についてご説明致します。
農業委員会等に関する法律第１０条により、市町村の選挙管理委員会は政令の定めるところにより、同法８条１項に規定する者の申請に基づき、毎年１月１日現在でその選挙資格を調査し、農業委員会委員選挙人名簿を調製しなければならないと規定され、農業委員会等に関する施行令第３条で、選挙権を有する者は毎年１月１０日までに農林水産省で定める様式により農業委員会を経由して農業委員会委員選挙人名簿調整のための申請書を市町村の選挙管理委員会に提出しなければならないとなっております。農業委員会は申請書を受理した場合は、申請書を審査して１月３１日までに、町の選挙管理委員会へ送付するようになっています。また、公職選挙法第２３条の規定により、毎年２月２３日から１５日間、選挙管理委員会は縦覧期間を設け、農業委員会等に関する法律第１０条により、選挙人名簿は３月３１日を持って確定することになっています。今年の申請者は世帯数〇〇〇戸、男〇〇〇人、女〇〇〇人、合計〇〇〇人となっています。後方に閲覧場所を設けてありますので、ご確認されてください。
よろしくお願いします。閲覧のため休憩をお願いします。

議　長　　閲覧のため、休憩いたします。

議　長　　開会いたします。
只今の事務局からの説明によりますと、世帯数〇〇〇戸、男〇〇〇人、女〇〇〇人、合計〇〇〇人で確定したいと思いますが、これについて、異議ございませんか。

【異議なし】全員の声あり

議　長　　異議なしと認め本案は原案どおり認定いたします。

議　長　　以上で議案は終了致しました。

議　長　　これより協議会に移りたいと思います。

事務局　　・諸般の報告　別紙のとおり
・行事予定については、別紙のとおり
・その他

議　長　　以上もちまして、第１回農業委員会総会を終了することに致します。

局　長　　ご起立お願いします。
一同礼

閉　　会　　１１時３０分

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

平成２７年１月２３日

署名委員

署名委員